

113-8621

令和6年×月×日

東京都文京区本駒込
2-28-16

日医 太郎 様

公益社団法人 日本医師会

日本医師会年金 確定申告に関するお知らせ＜令和5年分用＞

相続により取得した生命保険の年金に対する所得税の課税については、その支払を受ける年金に係る雑所得の計算を、非課税部分と課税部分に振り分けた上で計算をします。

この「確定申告に関するお知らせ」は日本医師会年金において、令和5年に遺族年金をお受取りになっている方に対して、確定申告に際して年金に係る雑所得の計算をしていただくために必要となる情報を下表のとおり、ご案内するものです。

具体的な課税対象額の計算等については、国税庁ホームページ「タックスアンサー『相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係』」をご覧ください。

ご参考：

- ・ 国 税 庁 ホ ー ム ペ ー ジ の 「 確 定 申 告 書 等 作 成 コ ー ナ ー 」
(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyouka/kyouka/top>) では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで確定申告書の作成・e-Tax 送付が可能です。
(入力方法は「よくある質問」で調べることができます。「よくある質問」をご覧くださいても問題が解決しない場合は、電話でお問い合わせすることもあります。)
- ・ お問い合わせ先は、同コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

＜受け取った年金額＞

① 年金受取時期	②年金受取額	③各年の年金支払額に 対応する保険料	④各年の源泉徴収税額
R5. 1. 1～R5. 12. 31	776,709 円	450,543 円	円

医師年金においては、源泉徴収を行っておりません。

＜その他医師年金において確定申告に際してご活用いただくための情報＞

1 年間の年金受取回数	4 回（年金受取額が年間 5 万円未満は 1 回）
最初に年金を受け取った年における年金受取回数	3 回
年金終了年における年金受取回数	1 回
相続等により保険年金の権利を取得した日	平成 26 年 12 月 29 日
相続人等の年金受給開始年（最初に年金を支払った年）	平成 27 年
相続人等の年金の残存期間	5 年
相続税法 24 条の規定により評価された額（対象者のみ表示）	13,785,496 円
相続人等の年金支払総額	14,239,665 円
年金支払総額に占める保険料等の総額の割合	R5 59%

税金に関する手続きについては国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

日本医師会 年金福祉課

Tel：03-3942-6487（直通）（平日 9：30～17：00） <123456>